

100

# 令和5年 4月1日から コンビニエンスストアでの 証明書発行手数料が100円オトクになります！

## コンビニエンスストアで取得できる証明書及び発行手数料

取得できる証明書	市役所及び支所の窓口	コンビニエンスストア
住民票の写し	300円	200円
印鑑登録証明書		
市・県民税（所得・課税）証明書		
戸籍の附票 ※1	450円	350円
戸籍謄抄本 ※1		

マイナンバーカードをお持ちでない人は、お早めに申請ください。



マイナンバーカードの申請方法

※1…本籍地が御前崎市の人のみ取得できます。

## 対象のコンビニエンスストア

全国のセブン イレブン、ローソン、ファミリーマート

## 利用可能時間

6時30分～23時

※12月29日～1月3日、その他メンテナンス日を除く

## コンビニエンスストアでの証明書取得方法

- ①マイナンバーカードを持参してコンビニへ
- ②マルチコピー機にマイナンバーカードをかざして利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を入力し、手順に従って操作
- ③発行手数料を支払う



マルチコピー機の操作手順

## 対象者

御前崎市に住民登録があり、利用者証明用電子証明書（数字4桁の暗証番号）を登録したマイナンバーカードを持っている人

照 会 市民課 ☎0537-851117

# 令和5年 1月1日から 軽自動車継続検査(車検)での 「納税証明書の提示」が原則不要になります！



令和5年1月から軽JNKS<sup>ジェンクス</sup>によって、三輪以上の軽自動車は継続検査窓口での納税証明書の提示が原則不要になります。軽JNKS（軽自動車税納付確認システム）とは、市区町村が車両ごとの納付情報を登録することで、継続検査時に軽自動車協会が納付情報を確認できるシステムです。

ただし、二輪の小型自動車(排気量250cc超)は軽JNKSの対象ではないため、従来通り継続検査時に、納税証明書の提示が必要です。

## 注意事項

- ・これまで口座振替で納付された場合は、市から納税証明書を送付していましたが、令和5年度以降は二輪の小型自動車（排気量250cc超）のみ納税証明書を送付します。（軽三輪・軽四輪の納税証明書は送付しません。）
- ・納付後すぐに車検を予定している場合は、軽JNKSに納付情報が登録されるまで数日かかるため、金融機関やコンビニの窓口にて現金で納付してください。納付書で納付すると支払完了時点で納税証明書を取得できます。納付書の取扱期限が過ぎてしまった場合は、照会先までご連絡ください。
- ・ほかにも納税証明書が必要となる場合があります。詳細は市ホームページをご確認ください。



▲市ホームページ

照 会 税務課 ☎0537-851114